

# 国士舘大学大学院入学試験問題用紙

## 修士課程

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
経済学研究科	経済学専攻	租税論・租税法研究	不可

わが国の所得税法は所得を定義することなく、解釈に委ねている。下記の条文を参考に所得税法における所得について説明した上で、下記の①から④に掲げる 100 万円は所得税法における所得に該当するか、理由を付して答えなさい。

- ① A 氏は知人から 100 万円を借りた。
- ② B 氏は親族から 100 万円をもらった。
- ③ C 氏は知人から借りた 100 万円を返済期限になっても返済せず、その後も返済することはなかった。
- ④ D 氏は当初から返済する意思はないにもかかわらず、貸してほしいと偽って知人から 100 万円を受け取り、その後、返済することはなかった。

## 参考条文

### ○所得税法（抜粋）

#### （一時所得）

第三十四条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

#### 2～3 （略）

#### （雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

#### （以下、略）

# 令和 8 年度 国士舘大学大学院入学試験

## 出題の意図と採点のポイント

研究科名	経済学研究科 経済学専攻
試験期別	I 期
試験区分	一般選考
試験科目名	租税論・租税法研究

### ■出題の意図

所得税の課税対象である所得の概念に関して問うものである。問題文に掲げた条文を正しく解釈し、所得について説明した上で、示された具体例において、所得該当性を判断することが求められる。

### ■採点のポイント

所得については、所得の範囲を広くとらえる包括的所得概念（純資産増加説）と狭くとらえる制限的所得概念（所得源泉説）とがある。34 条から対価性のないものも所得とし、さらに 35 条はいずれの所得に該当しないものも所得としていることから、所得を広くとらえていることわかる。これは、所得税は所得を担税力の指標とした租税であるから、担税力、すなわち、税を負担する能力が増えていればすべて所得に該当するからで、このような説明があれば加点する。なお、「包括的所得概念」や「純資産増加説」などの用語の記載がなくても上記の説明があれば、採点上、不利とならない。

個別の問については、①を除き、すべて、所得に該当する。①については、現金という資産は増加してはいるが、同額の借金が増加していることから担税力の増加はない。なお、②については贈与税が課されるから二重課税回避のため所得税は非課税とされているが、これは所得に該当するから非課税としているのである。